

# 大阪府クラブユースサッカー連盟規約

## 第1章 総則

第1条 【名称】 この連盟は、大阪府クラブユースサッカー連盟という。略称OCYという。

第2条 【事務所】 この連盟は、事務所を大阪市西区鞆本町1丁目7番25号TK鞆本町ビル  
社団法人「大阪府サッカー協会」内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 【目的】 この連盟は、財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」）、日本クラブユースサッカー連盟（以下「JCY」）に加盟した大阪府唯一の団体として大阪府におけるサッカーの普及・発展、技術力の向上を図るとともに、青少年のスポーツの振興および心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 【事業】 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカー・に係る試合・競技会の主催・運営・企画
- (2) サッカー・に係る技術指導の向上・研究に関する事
- (3) サッカー・に係る審判技術の向上・研究に関する事
- (4) サッカー・に係る普及および広報に関する事
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役員

第5条 【役員の構成】 この連盟には、次の役員を置く。

会長1名、理事長1名、副理事長1ないし2名、常任理事若干名、  
理事若干名、顧問若干名、監事1名

第6条 【役員の選任】 1 理事長は、理事会の互選により選出し、総会で決定する

2 その他の役員は、理事長の指名により、理事会で決定する

第7条 【役員の職務】 1 理事長はこの連盟を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの連盟の業務を掌理し、理事長に事故あるときは  
その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を審議し決定する。

第8条 【理事長の任期】 1 この連盟の理事長の任期は、2年を1期とし、最大2期までとする。

2 理事長は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第9条 【役員の罷免】 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において3分の2以上の  
出席により過半数の賛同を得て決定することができる。

- (1) 著しくOCYの名誉を傷つけたとき。
- (2) 事業の遂行に非協力的なとき。
- (3) その他前各号に類する行為等があったとき。

第10条 【不服の申立】前条に掲げる行為等により役員を罷免されたことに不服がある場合、決定後の最初の総会において、その旨を申し出ることが出来る。

#### 第4章 名誉会長

第11条 【名誉会長】1 この連盟に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦に基づき、総会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 名誉会長はこの連盟の重要な事項について、理事長の諮問に応じ又は建議することができる。

#### 第5章 会議

第12条 【会議の種別】1 会議は、総会・理事会・常任理事会・委員会とする。

2 理事会を最高議決機関とし、総会にて承認を得るものとする。

第13条 【総会の構成】総会は、第5条の団体の代表者及びそれに準ずるもの（チームスタッフ）

1名をもって構成する。

第14条 【総会の招集】1 通常総会は、毎年3回理事長が召集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が召集する。

第15条 【総会の定足数】1 総会は会員現在数の2分の1以上のものが出席しなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

第16条 【理事会の招集】1 理事会は、その都度、理事長が召集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時招集することができる。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第17条 【理事会の定足数】理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第18条 【常任理事会】1 理事長は、必要に応じて常任理事を招集し、常任理事会を開催することができる。

2 常任理事会の議長は理事長がこれにあたる。

3 常任理事会は、この連盟の事業遂行を目的とする事項を協議する。

第19条 【委員会】この連盟は、事業遂行上必要と認めた場合、委員会（ワーキンググループ等）を設置することができる。

#### 第6章 規約の変更

第20条 【規約の変更】この規約は、理事会及び総会において理事現在数及び会員現在数おのおのの2分の1以上の決議を経なければ、変更することが出来ない。

#### 附 則

1、この規約は、2011年4月3日から施行する。